

平成28年9月9日
航空局安全部

サムスン電子社製ギャラクシーノート7の航空機への持ち込みについて

スマートフォン、パソコン等リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器については、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」において、旅客等が機内持ち込み手荷物又は受託手荷物として輸送できることを定めています。

今般、韓国のサムスン電子社が製造販売する新型スマートフォン「ギャラクシーノート7」について、我が国における発売時期は未定とされていますが、米国等すでに販売されている国々において、充電中において内蔵のリチウムイオン電池が爆発する等の事故が多数発生しております。

よって、サムスン電子社における安全対策が講じられるまでの当面の間、「ギャラクシーノート7」の航空機への持ち込みに関して、以下の事項を旅客に対し周知するよう、本邦航空会社あて要請しましたのでお知らせします。

- ① 機内では電源を切ること
- ② 機内では充電を行わないこと
- ③ 受託手荷物として預け入れないこと

問い合わせ先：

国土交通省航空局安全部運航安全課

湊（内線 50104）、杉本（内線 50123）

代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1667 直通：03-5253-8737